

**平成29年度水道事業会計  
補正予算（第1号）**

**議員** 現在、埼玉県企業局が加須インターチェンジ東地区産業団地約18ヘクタールを造成中であり、平成30年春以降分譲を開始することから、埼玉県企業局との協定に基づき、企業局の負担による加須インターチェンジ東地区産業団地の整備に係る経費の補正措置であります。企業局との協定内容、補正に係る工事内容及び産業団地内に整備する水道管布設工事の総額についてお伺いします。

**上下水道部長** 平成29年6月30日付で加須インターチェンジ東地区産業団地に係る上水道の設置工事等に関し、埼玉県企業局と市で締結した協定書の主な内容につきまして、上水道施設の設置工事等は市が行うこと、工期は平成31年2月28日までとすること、工事等の費用及び負担は上水道整備に要する全体の

事業費として、実施設計委託、工事費、事務費の合計で2億2896万7200円以内とし、企業局が全額を負担することなどが規定されております。工事の概要につきましては、区域外部分にある既設の配水管から産業団地内へ送水する必要があるため、区域外の道路に上水道の

配水管布設工事を実施するものであり、歳出では工事費4640万円を、歳入では県からの工事負担金4640万円と事務費300万円を合わせて4940万円を補正し、残りの工事費につきまして、平成30年度当初予算に計上させていただく予定でございます。



**加須市都市公園条例の一部を改正する条例**

**議員** 市民運動公園野球場の改修工事に伴って使用料を改定するのですが、改定する使用料の積算根拠について伺います。

**生涯学習部長** 使用料の積算根拠につきましては、施設の建設費用は市民全体で負担していただき、施設の維持管理費用は、施設利用者の皆様にご負担していただくことを基本として改定したものでございます。具体的には、使用料500円につきましては、グラウンドやダッグアウトの管理に係る材料費や人件費、トイレの清掃委託費などの維持管理費をもとに1時間当たりの単価を算出したものです。次に管理棟や選手名ボードなどの付属設備の使用料である600円につきましては、管理棟のエアコンや照明、電光掲示板などの電気料と保守委託費や清掃費用をもとに算出

したものです。さらに貸し出し区分を1時間単位に改定し、利用者の負担軽減を図ることで、より利用しやすい施設としてまいります。

**加須市民運動公園野球場使用料**

改定前				改定後	
2時間以内	2時間を超え 4時間以内	4時間を超え 8時間以内	8時間超	1時間につき500円 附属設備（電光掲示板 及び管理棟）利用の場合、 上記金額に1時間につき 600円を加算した額	
500円	1,000円	2,000円	左記金額に2時間以内の使用料を加算した額		